

租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ

令和3年5月
(令和3年8月27日更新)
国 税 庁

(注) この質疑事例は、令和3年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目次

制度の概要等

制度の概要

〔問1〕 租税条約に関する届出書等の電磁的方法による提供とは、どのような制度ですか。…………… 1

対象書類

〔問2〕 条約届出書等の電磁的提供の対象となる書類には、どのような書類が含まれますか。…………… 1

非居住者等が源泉徴収義務者に対して電磁的提供を行う場合

非居住者等が満たすべき要件

〔問3〕 非居住者等が源泉徴収義務者に対して、条約届出書等の電磁的提供を行うためには、どのような要件を満たす必要がありますか。…………… 2

〔問4〕 非居住者等が条約届出書等の電磁的提供を行うための要件である「自身の氏名又は名称を明らかにする措置」とは具体的にはどのような措置をいうのでしょうか。…………… 2

ID・パスワード方式を用いる場合の取扱い

〔問5〕 源泉徴収義務者から非居住者等に通知する識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を用いる場合において、IDやパスワードに、英文字数字等の使用条件、必要文字数、源泉徴収義務者によるID・パスワードの管理方法や源泉徴収義務者が非居住者等にIDやパスワードを通知する方法などについて具体的な要件はありますか。…………… 3

〔問6〕 源泉徴収義務者から通知された識別符号（ID）について、非居住者等はどのように利用して源泉徴収義務者に電磁的に提供すればよいでしょうか。具体的な利用方法を教えてください。〔令和3年8月27日追加〕 …………… 3

届出書等提出者等確認書類

〔問7〕 私（非居住者等）は、源泉徴収義務者に対し電磁的提供を行う際に、添付書類として、私の居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を併せて提供する予定です。この居住者証明書には、住所等の記載はありませんが、私の氏名及び納税者番号の記載がありますので、この居住者証明書を源泉徴収義務者に提示することで、届出書等提出者等確認書類の提示をしたものとする事は可能でしょうか。〔令和3年8月27日追加〕 …………… 3

電磁的記録の要件

〔問8〕 スキャナで読み取るなどの方法により作成する電磁的記録は、どのような要件を満たす必要がありますか。…………… 4

電磁的提供の方法

〔問 9〕 非居住者等が行う条約届出書等の電磁的提供の方法には、どのようなものがありますか。…… 5

源泉徴収義務者が満たすべき要件

〔問 10〕 非居住者等が源泉徴収義務者に対して、条約届出書等の電磁的提供を行うに当たり、源泉徴収義務者はどのような要件を満たす必要がありますか。…… 5

源泉徴収義務者が行うべき措置

〔問 11〕 非居住者等が、電磁的提供を行うために源泉徴収義務者が満たすべき要件である「電磁的方法による条約届出書等に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置」及び「提供をした非居住者等を特定するための必要な措置」とは、具体的にはどのような措置をいうのでしょうか。〔令和 3 年 8 月 27 日追加〕 …… 6

〔問 12〕 非居住者等が条約届出書等の電磁的提供を行うために源泉徴収義務者が満たすべき要件である「電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置」とは、具体的にはどのような措置をいうのでしょうか。…… 6

源泉徴収義務者が税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合

源泉徴収義務者が e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合の手順

〔問 13〕 源泉徴収義務者が非居住者等から書面で提出を受けた条約届出書等について、税務署長に対し e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合には、どのような手順で送信することとなるのでしょうか。また、非居住者等から電磁的提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項に係る情報について、税務署長に対し e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合も同様の手順となるのでしょうか。…… 7

源泉徴収義務者による条約届出書等の保存

非居住者等から電磁的提供を受ける場合

〔問 14〕 非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受ける場合、正副 2 部を受領し、そのうち 1 部を源泉徴収義務者用として書面で保管していました。非居住者等から条約届出書等の電磁的提供を受ける場合において条約届出書等に記載すべき事項等はどのように取り扱えばよろしいのでしょうか。… 7

非居住者等から書面により提出を受ける場合

〔問 15〕 非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受ける場合には、税務署長提出用と源泉徴収義務者用として、正副 2 部の条約届出書等の提出を受けていますが、当社は、非居住者等から提出を受けた書面をイメージデータ化した上で、税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行うこととしています。この場合、非居住者等から提出を受ける条約届出書等の部数は、1 部でよいのでしょうか。…… 8

制度の概要等

制度の概要

〔問 1〕 租税条約に関する届出書等の電磁的方法による提供とは、どのような制度ですか。

〔答〕

これまで、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払を受ける非居住者及び外国法人など（以下「非居住者等」といいます。）は、その支払を受ける国内源泉所得について、租税条約の規定に基づき源泉徴収税額の免除等を受けるために、国内源泉所得の源泉徴収義務者に対し書面により租税条約に関する届出書等（以下「条約届出書等」といいます。）を提出していました。また、源泉徴収義務者も非居住者等から提出を受けた条約届出書等を税務署長に書面により提出することとされていました。

令和 3 年度税制改正により、令和 3 年 4 月 1 日以後、一定の場合には、非居住者等は、源泉徴収義務者に対して行う書面による条約届出書等の提出に代えて、その条約届出書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること（以下「電磁的提供」といいます。）ができることとされました（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「実特省令」といいます。）14 の 2）。

また、源泉徴収義務者は、税務署長に対して行う書面による条約届出書等の提出に代えて、その条約届出書等に記載すべきこととされている事項をスキャナにより読み取る方法等により作成したイメージデータ（PDF 形式）などの電磁的記録を e-Tax を利用して送信すること（以下「e-Tax によるイメージデータ送信」といいます。）により行うことができることとされました（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「国税オンライン化省令」といいます。）5 ②）。

対象書類

〔問 2〕 条約届出書等の電磁的提供の対象となる書類には、どのような書類が含まれますか。

〔答〕

非居住者等が行う条約届出書等の電磁的提供の対象となる書類は、[租税条約等関係手続](#)について提出する書類です。具体的には、租税条約に関する届出書や租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書などが該当します（実特省令 14 の 2 ①②）。

このほか、特典条項に関する付表、居住者証明書など、条約届出書等に添付すべき書類（以下「添付書類」といいます。）についても、その添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電磁的方法により提供することが可能となっています（実特省令 14 の 2 ③④）。

また、上記の租税条約等関係手続について提出する書類及び添付書類は、源泉徴収義務者が行う e-Tax によるイメージデータ送信の対象とされています（国税オンライン化省令 5 ②）。

（参考） 源泉徴収義務者が行う e-Tax によるイメージデータ送信の対象となる書類は、e-Tax による送信に際し、入力方式（書類に記載すべきこととされている事項を入力して送信する方式）に対応していない書

類とされています(国税オンライン化省令5②)。租税条約関係手続について提出する書類のほか、e-Taxによるイメージデータ送信の対象となる書類は、[e-Tax ホームページ \(イメージデータで送信可能な手続一覧\)](#)に掲載しています。

非居住者等が源泉徴収義務者に対して電磁的提供を行う場合

非居住者等が満たすべき要件

〔問3〕 非居住者等が源泉徴収義務者に対して、条約届出書等の電磁的提供を行うためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

〔答〕

非居住者等が条約届出書等^(注1)の電磁的提供を行うためには、非居住者等が自身の氏名又は名称を明らかにする措置を講じている必要があります。

(注) 1 社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の配当等に係る一定の条約届出書等を除きます(実特省令14の2⑤)。

2 このほか源泉徴収義務者が満たすべき要件については、[問10](#)を参照してください。

〔問4〕 非居住者等が条約届出書等の電磁的提供を行うための要件である「自身の氏名又は名称を明らかにする措置」とは具体的にはどのような措置をいうのでしょうか。

〔答〕

「自身の氏名又は名称を明らかにする措置」とは、次に掲げるいずれかの措置をいいます(実特省令14の2⑨三)。

① 非居住者等が、条約届出書等に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して源泉徴収義務者に送信すること。

(注) 電子署名とは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいいます。また、電子証明書とは、電子署名を行った者を確認するために用いられる事項がその電子署名を行った者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいいます。

② 非居住者等が、源泉徴収義務者から通知された識別符号(ID)及び暗証符号(パスワード)を用いて、源泉徴収義務者に条約届出書等に記載すべき事項に係る情報を送信すること。

(注) 識別符号とは、非居住者等を他の者と区別して識別するための符号をいいます。

③ 非居住者等が、電磁的提供をしようとする際、源泉徴収義務者に届出書等提出者等確認書類を提示し、条約届出書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録に記録されている非居住者等の氏名等及び住所等がその届出書等提出者等確認書類に記載されたものと同一であることについて源泉徴収義務者の確認を受けること。

(注) 届出書等提出者等確認書類とは、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(源泉徴収義務者に提示する日前6月以内に作成されたものに限り)で、非居住者等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものをいいます(問7参照)。

ID・パスワード方式を用いる場合の取扱い

〔問5〕 源泉徴収義務者から非居住者等に通知する識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を用いる場合において、ID やパスワードに、英文字数字等の使用条件、必要文字数、源泉徴収義務者による ID・パスワードの管理方法や源泉徴収義務者が非居住者等に ID やパスワードを通知する方法などについて具体的な要件はありますか。

〔答〕

識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）について、特定の文字を使用しなければならないなど、ご質問のような要件は、法令上定められていませんが、源泉徴収義務者において、識別符号（ID）等により非居住者等を区別して識別できる状態にある必要があります（よって、源泉徴収義務者において通知した識別符号（ID）等が一覧で管理されていることが望ましいと考えられます。）。

〔問6〕 源泉徴収義務者から通知された識別符号（ID）について、非居住者等はどのように利用して源泉徴収義務者に電磁的に提供すればよいでしょうか。具体的な利用方法を教えてください。〔令和3年8月27日追加〕

〔答〕

識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）については、非居住者等が「自身の氏名又は名称を明らかにする措置」として、源泉徴収義務者から通知された ID・パスワードを使用するものです。

この ID の利用方法については、法令上定められていませんが、その利用方法として、例えば、非居住者等が電子メールを利用する方法により電磁的提供を行う場合において、提供する PDF ファイルの余白部分に ID を印字する（PDF ファイルのヘッダーやフッターなどに通知された ID を入力する）方法や、提供する PDF ファイルのファイル名に ID を付記する（ファイル名を「(通知された ID) APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION. pdf」や「APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX (通知された ID) . pdf」等とする）方法などが考えられます。

（注） このほか、具体的な電磁的提供の方法については、[問9](#)を参照してください。

届出書等提出者等確認書類

〔問7〕 私（非居住者等）は、源泉徴収義務者に対し電磁的提供を行う際に、添付書類として、私の居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を併せて提供する予定です。この居住者証明書には、住所等の記載はありませんが、私の氏名及び納税者番号の記載がありますので、この居住者証明書を源泉徴収義務者に提示することで、届出書等提出者等確認書類の提示をしたものとすることは可能でしょうか。〔令和3年8月27日追加〕

[答]

届出書等提出者等確認書類とは、非居住者等の「自身の氏名又は名称を明らかにする措置」として、源泉徴収義務者に提示するもので、以下の3つの要件を満たすものをいいます。

- ① 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（源泉徴収義務者に提示する日前6月以内に作成されたものに限りです。）
- ② 非居住者等の氏名又は名称の記載のあるもの
- ③ 非居住者等の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるもの

ご質問の居住者証明書は、上記③の要件を満たさず、届出書等提出者等確認書類には該当しませんので、ご質問の居住者証明書を提示することで届出書等確認書類の提示をしたものとはできません。よって、あなたは、上記の3つの要件を満たす他の書類を提示する方法又は他の方法（[問4 \[答\]](#)の①又は②の方法）により「自身の氏名又は名称を明らかにする措置」を講じる必要があります。

電磁的記録の要件

[問8] スキャナで読み取るなどの方法により作成する電磁的記録は、どのような要件を満たす必要がありますか。

[答]

非居住者等が行う電磁的提供及び源泉徴収義務者が行う e-Tax によるイメージデータ送信のために作成する電磁的記録の要件は、それぞれ以下のとおりです（実特省令 14 の 2 ⑥⑨ニイ(2)、国税オンライン化省令 5 ②④、平成 30 年国税庁告示第 14 号①三）。

<非居住者等が行う電磁的提供に係る電磁的記録の要件>

第三者作成添付書類記載事項^(注)に係る電磁的記録が次の①から③までの要件を満たすこと。

- ① 解像度が 200dpi 相当以上であること。
- ② 赤色、緑色及び青色の階調が 256 階調以上(24 ビットカラー)であること。
- ③ ファイル形式が、PDF 形式であること。

(注) 第三者作成添付書類記載事項とは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 14 条の 2 第 3 項又は第 4 項に規定する添付書類に記載されている事項をいいます（実特省令 14 の 2 ⑥）。具体的には、租税条約等の相手国等の権限ある当局が発行した居住者証明書などが該当します。

<源泉徴収義務者が行う e-Tax によるイメージデータ送信に係る電磁的記録の要件>

条約届出書等及び添付書類に記載すべき事項等に係る全ての電磁的記録が次の①から③までの要件を満たすこと。

- ① 解像度が 200dpi 相当以上であること。
- ② 赤色、緑色及び青色の階調が 256 階調以上(24 ビットカラー)であること。
- ③ ファイル形式が、PDF 形式であること。

(参考) 提出書類の区分ごとの電磁的記録の要件 (①～③) の要否は、下表のとおりです。

提供場面 提出書類の区分		非居住者等が行う 電磁的提供	源泉徴収義務者が行う e-Tax によるイメージデータ送信
条約届出書等		— (注)	○
添 付 書 類	第三者作成添付書類 (居住者証明書等)	○	○
	上記以外の添付書類 (特典条項に関する付表等)	— (注)	○

(注) 非居住者等が電磁的提供を行う場合における条約届出書等及び第三者作成添付書類以外の添付書類に記載すべき事項等に係る電磁的記録の要件については、法令上の定めはありません。しかし、源泉徴収義務者が税務署長に e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合における電磁的記録の要件については、条約届出書等及び添付書類に係る全ての電磁的記録が上記①から③までの要件を満たす必要がありますので、非居住者等から電磁的提供を受ける場合については、条約届出書等及び第三者作成添付書類以外の添付書類についても上記①から③までの要件を満たした電磁的記録により提供を受けることをお勧めします。

※ 国税庁ホームページでは、条約届出書等について、入力可能な PDF ファイルを公開していますので、ご利用ください。

電磁的提供の方法

[問 9] 非居住者等が行う条約届出書等の電磁的提供の方法には、どのようなものがありますか。

[答]

具体的な電磁的提供の方法には、例えば次の方法があります。

(1) 電子メールを利用する方法

電子メールにより、源泉徴収義務者の使用するパソコン等に条約届出書等のデータを送信し、源泉徴収義務者のこれらのパソコン等に備えられた受信者ファイルに記録する方法 (実特省令 14 の 2⑨二イ)

(2) CD、DVD 等の磁気媒体等に記録して交付する方法

条約届出書等に記載すべき事項等を記録した CD、DVD 等の光ディスク、磁気ディスク等に記録して交付する方法 (実特省令 14 の 2⑨二ロ)

源泉徴収義務者が満たすべき要件

[問 10] 非居住者等が源泉徴収義務者に対して、条約届出書等の電磁的提供を行うに当たり、源泉徴収義務者はどのような要件を満たす必要がありますか。

[答]

非居住者等が条約届出書等の電磁的提供を行うためには、源泉徴収義務者が次に掲げる要件を

満たす必要があります（実特省令 14 の 2 ⑨一）。

- (1) 非居住者等が行う電磁的方法による条約届出書等に記載すべき事項の提供を適正に受け
ることができる措置を講じていること（問 11 参照）。
 - (2) 提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項について、その提供をした非居住者等を特定
するための必要な措置を講じていること（問 11 参照）。
 - (3) 提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項について、電子計算機の映像面への表示及び
書面への出力をするための必要な措置を講じていること（問 12 参照）。
- (注) このほか、非居住者等が満たすべき要件については、問 3 を参照してください。

源泉徴収義務者が行うべき措置

〔問 11〕 非居住者等が、電磁的提供を行うために源泉徴収義務者が満たすべき要件である「電
磁的方法による条約届出書等に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措
置」及び「提供をした非居住者等を特定するための必要な措置」とは、具体的にはどの
ような措置をいうのでしょうか。〔令和 3 年 8 月 27 日追加〕

〔答〕

「電磁的方法による条約届出書等に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置」
とは、源泉徴収義務者が、非居住者等から電子メールや光ディスク等を利用する方法により条約
届出書等に記載すべき事項の提供を受けることができる状態にしておくこと（電磁的提供を受け
るための体制整備ができていないこと）をいいます。

また、「提供をした非居住者等を特定するための必要な措置」とは、源泉徴収義務者が、提供を
受けた条約届出書等に記載すべき事項について、提供者である非居住者等を特定することができ
る状態にしておくこと（どの非居住者等から提供されたものかを分かるようにしておくこと）を
いいます。

これらの措置は、電磁的提供を行うに当たり前提となる基本的事項であり、一般的には、これ
らの措置が講じられているものと考えています。

〔問 12〕 非居住者等が条約届出書等の電磁的提供を行うために源泉徴収義務者が満たすべき
要件である「電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置」
とは、具体的にはどのような措置をいうのでしょうか。

〔答〕

源泉徴収義務者が電磁的提供を受けた情報をパソコンのディスプレイに映像として表示でき、
その内容を確認できるほか、書面への出力が可能な状態にしておくことをいいます（書面の条約
届出書等を保存しているのと同様の状態にしておくと考えていただければ差し支えありませ
ん。）。

例えば、記載すべき事項がコード化されているなどの理由により、映像として表示された内容

(文字・数字等)を解読できないような状態にある場合には、映像面への表示をするための必要な措置を講じていないこととなります。

源泉徴収義務者が税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合

源泉徴収義務者が e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合の手順

〔問 13〕 源泉徴収義務者が非居住者等から書面で提出を受けた条約届出書等について、税務署長に対し e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合には、どのような手順で送信することとなるのでしょうか。また、非居住者等から電磁的提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項に係る情報について、税務署長に対し e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合も同様の手順となるのでしょうか。

〔答〕

e-Tax によるイメージデータ送信を行うに当たっては、非居住者等から書面により提出された条約届出書等をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録 (PDF 形式) を e-Tax で送信することとなりますが、その際に、その電磁的記録に記録された情報に源泉徴収義務者が電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して送信する必要があります (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 3 八、6 ①、国税オンライン化省令 5 ②)。具体的な手順については、[e-Tax ホームページ](#)をご確認ください。

また、非居住者等から電磁的提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項に係る情報を税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合についても同様に、その情報に源泉徴収義務者が電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して送信する必要があります。

なお、この場合の税務署長に対して送信する情報のファイル形式は、PDF に限られます。

(注) 1 e-Tax を利用するための利用者識別番号の取得など、e-Tax の利用開始に当たり、所定の手続を行う必要があります。

2 このほか源泉徴収義務者が行う e-Tax によるイメージデータ送信に係る電磁的記録の要件については、[問 8](#)を参照してください。

源泉徴収義務者による条約届出書等の保存

非居住者等から電磁的提供を受ける場合

〔問 14〕 非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受ける場合、正副 2 部を受領し、そのうち 1 部を源泉徴収義務者用として書面で保管していました。非居住者等から条約届出書等の電磁的提供を受ける場合において条約届出書等に記載すべき事項等はどのように取り扱えばよろしいのでしょうか。

〔答〕

非居住者等から電磁的提供を受けた条約届出書等に記載すべき事項等の電磁的記録については、非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受けた場合の取扱いと同様に、源泉徴収義

務者用として取り扱うことが望ましいと考えます。

非居住者等から書面により提出を受ける場合

〔問 15〕 非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受ける場合には、税務署長提出用と源泉徴収義務者用として、正副 2 部の条約届出書等の提出を受けていますが、当社は、非居住者等から提出を受けた書面をイメージデータ化した上で、税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行うこととしています。この場合、非居住者等から提出を受ける条約届出書等の部数は、1 部でよいでしょうか。

〔答〕

貴社が、非居住者等から提出を受けた条約届出書等（書面）に記載すべきこととされている事項をイメージデータ化し、税務署長に対して e-Tax によるイメージデータ送信を行うことがあらかじめ決められているのであれば、非居住者等から提出を受ける条約届出書等の部数は、1 部で差し支えありません。

なお、貴社の手元に残る条約届出書等の取扱いについては、非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受けた場合の取扱いと同様に、源泉徴収義務者用として取り扱うことが望ましいと考えます。